

平成26年10月23日
子ども家庭局

各 位

子ども・子育て支援新制度における保育の必要性の認定等について

平成27年度の入園（入所）受付が11月に始まることから、新制度における保育の必要性の認定等についてお知らせします。

新制度では、保育所等の利用を希望する場合、利用のための認定を受けていただく必要があります（「保育を必要とする事由」に該当することが必要）。

また、「保育必要量」（保育を利用できる時間）が新たに定められ、「利用調整」（現行の入所選考）の方法を変更しましたので、併せてお知らせします。

（新制度における保育の利用手順等については、別紙1（国資料）をご参照下さい。）

1 保育を必要とする事由（現行の「保育に欠ける要件」。次のいずれかに該当することが必要。）

- (1) 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- (2) 妊娠、出産
- (3) 保護者の疾病、負傷、障害
- (4) 同居親族の介護、看護
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動（起業準備を含む）
- (7) 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- (8) 虐待やDVのおそれがあること
- (9) 育児休業取得中の継続保育利用
- (10) 前各号に類するもの

※なお、上記1（9）の事由に該当し、集団保育による発達が後退すると思われる場合の利用可能期間を、母親とともに父親も育児休業を取得する場合（「パパ・ママ育休プラス制度」利用時）は、生まれた子が1歳2か月になるまで延長（現行1年）。

2 保育必要量（新制度において新たに定められた概念。就労を理由とする利用であれば、下記のいずれかに区分される。）

保育必要量の区分

- 「保育標準時間」利用：1日11時間まで（フルタイム就労を想定）
- 「保育短時間」利用：1日8時間まで（パートタイム就労を想定）

- 月120時間以上の就労 ⇒ 保育標準時間
- 月60時間以上～120時間未満の就労 ⇒ 保育短時間

3 優先利用（利用調整）

保護者等の実態をより細かく反映できるようにするため、ポイント制（点数）を導入し（現行はランク制）、利用調整を行う。（別紙2「利用調整基準表」参照）

今回新設・拡充する優先利用

（1）きょうだい児【拡充】

少子化対策の一環（多子世帯の負担軽減）として、きょうだい児の入所を、特に優先する。

（2）保育士【新設】

保育士不足の状況を踏まえ、保育士確保対策として、保育士が保育所等で就労する場合、特に優先する。

（子ども・子育て支援事業計画の計画期間に合わせて、5年間の時限措置とする。なお、同計画の中間見直しに合わせて、見直しを行う。）

（3）ひとり親【拡充】

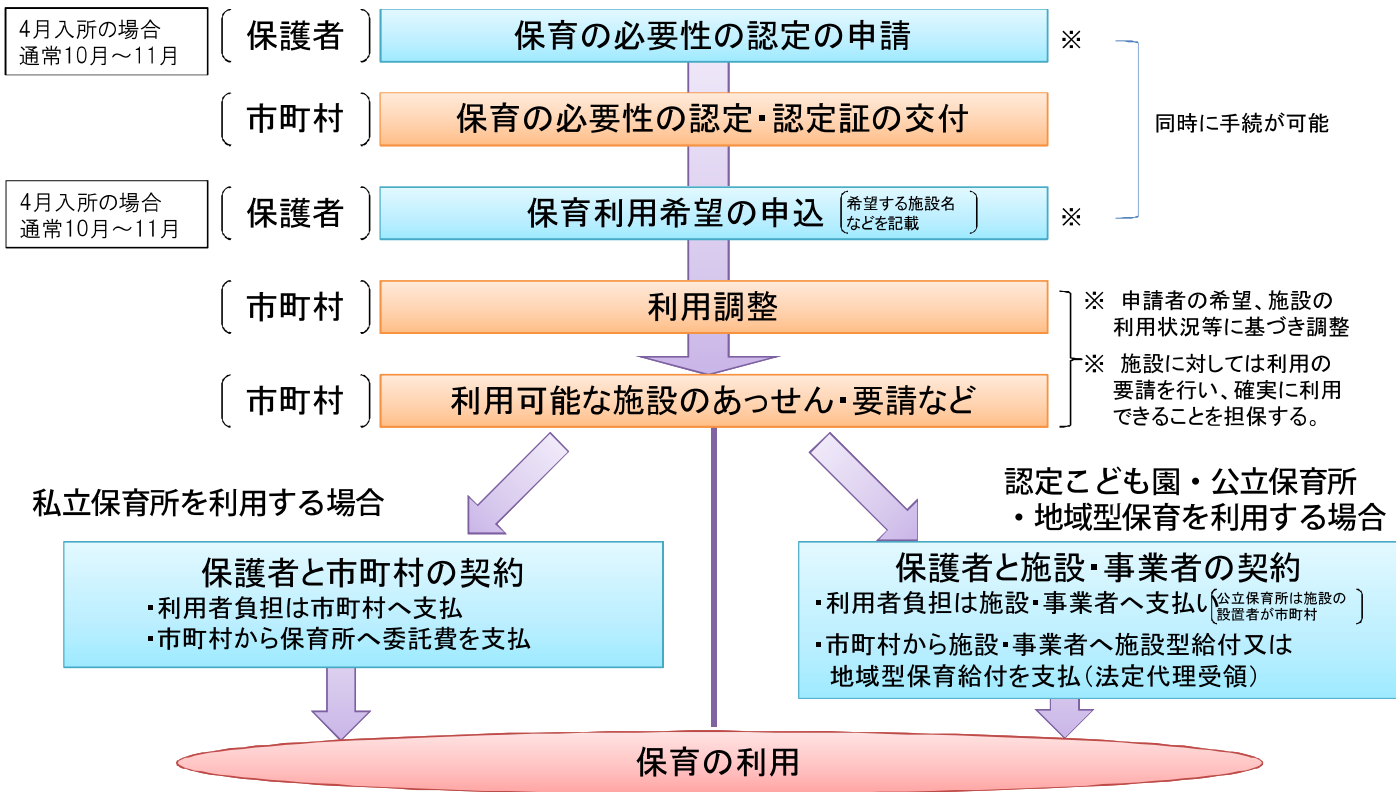
子どもの貧困対策の一環として、ひとり親世帯の子どもの入所を、特に優先する。

4 今後のスケジュール

平成26年10月24日（金） 利用調整基準表を市HP等で公表
11月 4日（火） 各区役所において受付事務開始

新制度における保育を必要とする場合の利用手順（イメージ）

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。（改正児童福祉法第73条1項）
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、利用者負担の徴収は市町村が行う。



3

（参考）保育の必要性認定・指数（優先順位）（イメージ）

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由	②区分（保育必要量）	③優先利用
1 就労	1 保育標準時間	1 ひとり親家庭
2 妊娠・出産	2 保育短時間	2 生活保護世帯
3 保護者の疾病・障害		3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
4 同居親族等の介護・看護		4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
5 災害復旧		5 子どもが障害を有する場合
6 求職活動		6 育児休業明け
7 就学		7 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
8 虐待やDVのおそれがあること		8 小規模保育事業などの卒園児童
9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること		9 その他市町村が定める事由
10 その他市町村が定める事由		

保育の必要性認定・指数（優先順位）づけ

<保育標準時間> Aグループ（10点）	○○ ○○ □□ □□	計	X人
Bグループ（9点）	△△ △△ □□ ○○	計	Y人

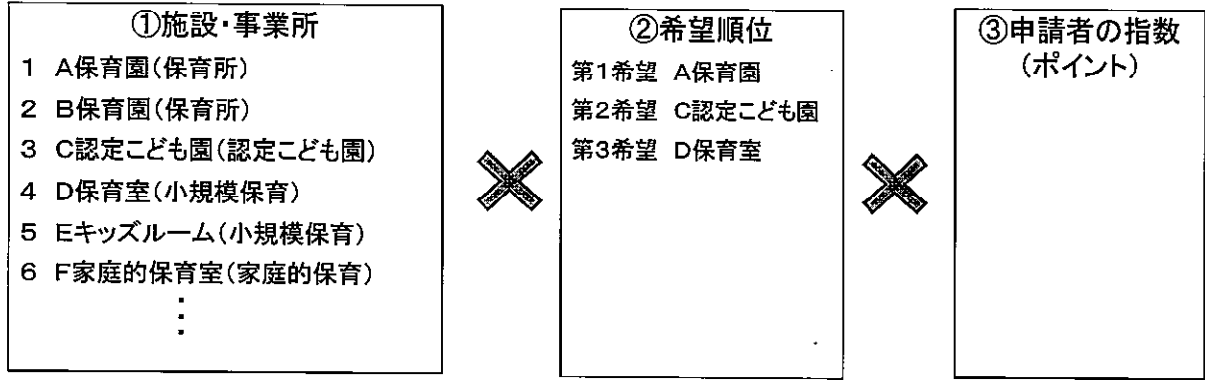
※ 保育短時間も同様

➡ 利用調整へ（次頁へ）

5

利用調整（選考）の基本イメージ①

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用



各施設・事業所の入所順位	
<保育標準時間> A保育園	○○ ○○(第1希望)10点 □□ □□(第1希望)10点 ◇◇ ◇◇(第1希望)9点 △△ △△(第2希望)9点 ⋮
C認定こども園	△△ ○○(第1希望)10点 □□ ○○(第2希望)10点 ▲▲ ◇◇(第1希望)9点 ⋮
※ 保育短時間も同様	

利用調整基準表

一保育所等において、受入可能数を上回る保育の利用申込みがあった場合は、以下により、優先順位を決定したうえで、利用する児童を決定します。

※「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育のことです。

<優先順位の決定方法>

(1)「1 基本点数」に「2 調整点数」を加えたものを利用調整における点数とし、点数が高い程、優先順位が高いものとします。

- ① 「1 基本点数」は、父母それぞれの該当する点数の合計とします。複数の状況に該当する場合は、高い方をそれぞれの点数とします。
- ② 「2 調整点数」は、「保育士」「保護者の障害」「その他」の類型についてのみ、父母双方が該当する場合は、該当欄の2倍の点数を加点します。それ以外の場合は、同一類型を2倍して加点することはできません。
- ③ ひとり親の場合は、当該ひとり親の「1 基本点数」に、「2 調整点数」の「ひとり親」を加点します。
- ④ 「1 基本点数」「2 調整点数」の点数欄にある「※」は、児童福祉の観点から福祉事務所長が必要と認めた場合、別途点数を設定します。

(2)「基本点数+調整点数」が同一点数で並んだ場合は、「3 同一点数で並んだ場合の優先基準」に基づき、利用する児童を決定します。

1 基本点数

類 型		状 況	父	母
就 労	居宅外労働	居宅外で労働している場合(月の労働時間が120時間以上)	100	100
		居宅外で労働している場合(月の労働時間が60時間以上120時間未満)	60	60
	居宅内労働	居宅内で労働している場合(月の労働時間が120時間以上)	95	95
		居宅内で労働している場合(月の労働時間が60時間以上120時間未満)	55	55
妊娠、出産		妊娠中であるか又は出産後間がない場合(出産前後8週間)		85
疾病、負傷 障害	疾病、負傷	疾病又は負傷している場合(入院加療又は居宅内常時臥床の状態)	100	100
		疾病又は負傷している場合(居宅内で安静を要する状態)	80	80
		疾病又は負傷している場合(上記以外)	35	35
	精神又は身体の障 害	精神又は身体に障害を有する場合(身体障害者手帳1～3級、療育手帳 重度又は中度、精神障害者保健福祉手帳1～2級の場合)	75	75
精神又は身体に障害を有する場合(上記以外)		30	30	
同居親族の介護、看護		同居の親族を常時介護、看護している場合(入院加療又は安静を要する 状態)	70	70
		同居の親族を常時介護、看護している場合(上記以外)	25	25
災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	最優先	
求職活動		家計の主宰者が、現に求職活動を行っている場合	60	60
		現に求職活動を行っている場合(上記以外)	15	15
就学		学校教育法に規定する学校等に在学している、若しくは職業訓練校等 における職業訓練を受けている場合	20	20
児童虐待・配偶者からの暴力		児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待又は配偶者からの暴力に より、社会的養護が必要な状態にあり、特に保育が必要と認められる場 合	最優先	
前各号に類するもの		児童福祉の観点から、福祉事務所長が必要と認める場合	※	※

2 調整点数

類 型	状 況	父	母
卒園児(3歳未満児)	乳児専門保育所及び地域型保育事業の卒園児を入所させる場合(地域型保育事業の卒園児については、原則、連携施設へ入所する場合に適用。)	最優先	
ひとり親	母子家庭又は父子家庭の状態にある場合	200	
保育士	保育士として市内の保育所等で就労予定(内定者)、又は現に就労している場合(月の労働時間が120時間以上)	100	100
	保育士として市内の保育所等で就労予定(内定者)、又は現に就労している場合(月の労働時間が60時間以上120時間未満)	50	50
育児休業復帰 (「きょうだい児」との併用不可。「育児休業復帰」を優先。)	休業開始前に入所していた児童を同一の保育所等に入所させる場合	75	
	休業開始前既に入所していたきょうだい児と同一の保育所等に入所させる場合	75	
	上記以外で、休業復帰に伴い児童を保育所等に入所させる場合	70	
きょうだい児 (「育児休業復帰」との併用不可。「育児休業復帰」を優先。)	きょうだい児が異なる保育所等に在籍しているため、いずれかに転園させる場合	70	
	既にきょうだい児が在籍している保育所等に入所させる場合	70	
	新たにきょうだい児を同一の保育所等に入所させる場合	70	
保護者の障害 (基本点数が「疾病、負傷、障害」以外の場合に限る。)	精神又は身体に障害を有する場合(身体障害者手帳1～3級、療育手帳重度又は中度、精神障害者保健福祉手帳1～2級の場合)	10	10
	精神又は身体に障害を有する場合(上記以外)	5	5
同居親族の介護、看護 (基本点数が「同居親族の介護、看護」以外の場合に限る。)	同居の親族を常時介護、看護している場合(入院加療又は安静を要する状態)	10	
	同居の親族を常時介護、看護している場合(上記以外)	5	
入所児童の障害	入所申込みをしている児童が障害を有する場合	5	
生活保護	就労による自立支援につながると判断される場合	5	
同居親族が保育可能	同居している16歳以上65歳未満の親族が、入所申込みをしている児童を保育できる場合	▲ 10	
転園 (転居又は転勤による転園希望の場合に限る。)	区外への転居又は転勤により、保育所等に在籍している児童を転園させる場合	10	
	区内での転居又は転勤により、保育所等に在籍している児童を転園させる場合	5	
その他	児童福祉の観点から、福祉事務所長が必要と認める場合	※	※

3 同一点数で並んだ場合の優先基準

段 階	優 先 基 準
第1段階	保育所等の利用申込みを行っているものの、利用できずに入所待ちしている期間が長い方を優先する。
第2段階	最初に、ひとり親を優先する。次に、基本点数(父母の基本点数を合計したもの)を比較し、点数が高い方を優先する。
第3段階	父又は母の基本点数のうち、いずれか低い点数を比較し、その点数が高い方を優先する。
第4段階	同居している16歳以上65歳未満の親族が保育可能な世帯よりも、そうでない世帯を優先する。